

介護保険システム等標準化検討会 （第2回）

令和8年度に検討を要する主な論点 （事務局案）

令和8年9月25日

事務局提出資料

1. 令和8年度下期に検討を要する主な論点について

○ 標準仕様書【第6.0版】を改定するための主な検討論点及び改定時期は以下です。

No	検討論点	見直しの契機	関連箇所	改定時期
1	令和9年度(第10期)介護保険制度の見直しの検討 ※介護報酬改定を含む	制度改正	2～12頁	令和9年1月
2	一部機能経過措置の対象機能等の標準化基準上の取扱いに係る検討	制度改正以外	13～14頁	

※1 現時点では制度改正に関する内容について、検討中や詳細整理中のものが含まれており、今後変更が発生する可能性があります。
また、機能要件の適合基準日についても施行時期等を踏まえ設定する予定であり、内容と合わせて検討する予定です。

※2 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき定める厚生労働省関係システムに関する標準化基準を踏まえた機能標準化基準の策定作業に伴う訂正を必要に応じて、実施する予定です。(15頁参照)

※3 標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえ、上記の改定時期に合わせて標準仕様書の見直しを予定しています。(15頁参照)

2. 検討論点1の対応概要について(1/11)

検討中の内容を含む

- 検討論点1「令和9年度(第10期)介護保険制度の見直しの検討」については、令和8年6月25日に公布されました「社会福祉法等の一部を改正する法律」等を踏まえ、標準仕様書へ反映が必要なものを検討する予定です。
- なお、改正内容の詳細について整理中のものが多く、本資料では標準仕様書に影響する可能性があり得るものを挙げていますが、今後の整理結果等により、標準仕様書への影響が発生しない可能性があります。
- (標準仕様書の改定は必要ないが、介護保険システムの改修は必要となるケースもあります。)
- 検討論点1の各論としては以下のとおりになります。詳細は次頁以降を参照ください。

No	検討論点1の各論	施行時期	令和9年1月での 標準仕様書改定想定 (データ要件・連携要件含む)
1	電子資格確認の導入、被保険者証の返還等に関する事項	令和9年4月 (一部未定)	あり
2	介護分野におけるDXの推進への対応	施行済	あり
3	特定地域サービスの創設	令和9年4月	あり
4	夜間対応型訪問介護の廃止に関する事項	令和9年4月 (経過措置あり、 令和12年3月まで請求可能)	なし
5	要介護認定等の申請に関する手続の代行に関する事項	令和9年4月	あり
6	介護予防・日常生活支援総合事業の見直しに関する事項	令和9年4月	あり
7	第一号介護予防支援事業の実施に関する事項	令和9年4月	未定
8	登録施設介護支援及び登録施設介護予防支援の創設等に関する事項	未定 (公布後3年以内施行)	あり (令和9年度以降)
9	補足給付に関する給付の在り方	令和9年8月	あり
10	第10期の保険料段階の設定	令和9年4月	あり

上表の内容に変更や追加等がある場合は、必要に応じて共有します。

○(No.1)電子資格確認の導入、被保険者証の返還等に関する事項

電子資格確認の導入、被保険者証の返還等の所要の改正が行われることを受け、内容に応じて標準仕様書への反映を行う予定です。

2 電子資格確認の導入、被保険者証の返還等に関する事項

- (1) 「被保険者証の提示等」とは、被保険者証の提示、電子資格確認（居宅サービス等を受けようとする要介護被保険者等が、市町村に対し、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、当該要介護被保険者等の資格に係る情報の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村から回答を受けて当該情報を当該居宅サービス等を提供する事業所又は施設に提供し、当該事業所又は施設から当該情報の確認を受けることをいう。）その他厚生労働省令で定める方法をいうものとする。（第7条第10項関係）
- (2) 被保険者は、その資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、被保険者証の返還その他の厚生労働省令で定める措置をとらなければならないものとする。（第12条第4項関係）
- (3) 被保険者証の添付、記載、返付等に関する規定の整備を行う。（第27条第1項、第7項、第9項等関係）
- (4) 指定居宅サービスを受けようとする居宅要介護被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、自己の選定する指定居宅サービス事業者について、被保険者証の提示等により、当該指定居宅サービスを受けるものとする。（第41条第3項関係）
- (5) その他所要の改正を行う。

【出典】介護保険最新情報Vol.1518「社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通知)」

令和9年1月での標準仕様書改定想定

[凡例] ○:影響の可能性あり、－:影響なしの見込み

業務フロー	○
機能・帳票要件	－
帳票詳細要件	－
帳票レイアウト	－
データ要件	－
連携要件	－

<影響概要>

被保険者証の提示等に関する運用面の変更が主な内容であると想定されるため、業務フローへの反映(補足追記等)が必要であれば実施する予定

<備考>

図の(3)以外は令和9年4月1日、(3)は公布の日(令和8年6月25日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から適用されるものと思われる。

2. 検討論点1の対応概要について(3/11)

検討中の内容を含む

○(No.2)介護分野におけるDXの推進への対応

令和8年7月30日に事務連絡「「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(第2.1版)」について」が発出され、介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書が改版されているため、内容に応じて標準仕様書への反映を行う予定です。
また、今後、インタフェース仕様書の更なる改版が行われた場合は、標準仕様書への影響がある場合は必要に応じて見直す予定です。

事務連絡 令和8年7月30日	
各 都道府県介護保険担当課(室) 御中 市町村介護保険担当課(室)	
厚生労働省老健局 老人保健課 介護保険計画課	
「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(第2.1版)」について	
平素より、介護保険行政の運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。 介護保険システムにおける介護情報基盤と連携する機能要件については、令和8年1月に公開された介護保険システム標準仕様書【第5.1版】において、「連携項目、CSVファイルの授受に関するAPI連携の仕様等については、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書」に準拠すること」とされています。 今般、令和8年3月における同標準仕様書の改版等を踏まえ、別添のとおり、公益社団法人国民健康保険中央会において、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(第2.1版)」が策定されましたので、周知いたします。各都道府県におかれましては、管内の広域連合及び一部事務組合への情報提供をお願いします。	

【出典】WAMNET掲載「「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(第2.1版)」について」

令和9年1月での標準仕様書改定想定

[凡例] ○:影響の可能性あり、－:影響なしの見込み

業務フロー	－
機能・帳票要件	○
帳票詳細要件	－
帳票レイアウト	－
データ要件	－
連携要件	○

<影響概要>

介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(第2.1版)の改版内容による、標準仕様書への影響はありませんが、今後の改版等によって影響が生じる可能性があります。

<備考>

介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書が、令和8年度中に更なる改版が行われるかは未定であるため、標準仕様書の改定は無しとなる可能性があります。

○(No.3)特定地域サービスの創設

特定地域サービスの創設について、特例介護サービス費の支給対象となるサービスの一類型であり、高額介護サービス費や区分支給限度基準額管理となる等が示されており、現行の基準該当サービス等に係る運用と同等になるから、変更内容に応じて標準仕様書への反映を行う予定です。

1.(2) 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設

中山間・人口減少地域では、「高齢者人口の減少」「生産年齢人口の減少による介護人材の確保の困難」が進んでおり、必要なサービスを維持するため、地域の実情に応じて柔軟なサービス提供を可能とする仕組みを設けることが必要となっています。

特に、これらの地域における訪問介護については、「利用者の事情による突然のキャンセル」「利用者宅間の移動に係る負担」「季節による繁閑」などにより、年間を通じた安定的な経営が難しく、サービス基盤の維持が課題となっています。

見直し内容

中山間・人口減少地域(※1)の事業所の実情を踏まえて、選択可能な新たな給付や事業を創設します。

① 特定地域サービス(※2)

- ・包括的な評価(月当たり定額報酬)の導入
- ・人員配置基準の弾力化(※3)
- (管理者・専門職、夜勤職員)の要件の緩和等

② 特定地域居宅サービス等事業

- ・市町村が、給付に代えて、介護保険財源を活用して(地域支援事業として)事業費で委託

新たに創設

地域	現行(指定サービス)	特定地域サービス(介護(※4)給付)	特定地域居宅サービス等事業(地域支援事業)
全国	中山間・人口減少地域	中山間・人口減少地域	中山間・人口減少地域
人員配置基準	国の基準に準じ、都道府県等が条例で規定	国の基準(※5)に準じ、都道府県等が条例で規定	国の基準(※5)をもとに市町村が決定
報酬等	全国一律の介護報酬	中山間・人口減少地域の事業所の実情を踏まえた介護報酬	事業費(市町村が委託)
報酬イメージ	1回○○円	月○○○円/人(包括的な評価)	特定地域サービス(介護給付)における報酬分に加えて、通常の報酬を支える移動経費等を含めて、事業費として支払い
類型	居宅・施設サービス等	居宅・施設サービス等	居宅サービス等
対象事業所の手続	指定	市町村に登録	市町村から委託等

特定地域居宅サービス等事業の活用が考えられるケース

通常の訪問エリアを超えて訪問

他のサービス事業所から訪問

通所介護等

(※1) 国において、高齢者の人口密度や高齢者人口の減少などに着目し、一定の客観的な基準を設定

(※2) 障害福祉分野においても同様の見直しを行う。

(※3) 職員の負担や質の確保への配慮を前提。

施行日：令和9年4月1日

(1) 特定地域サービスについて

② 費用の支給について

特定地域サービスに係る支給額は、指定サービス等と同様に、厚生労働大臣が定める各サービス費の基準額の9割相当(原則1割自己負担)を基準として、保険者が定めることとしている。特定地域サービスは、特例介護サービス費の支給対象となるサービスの一類型であるため、これまで同様、高額介護サービス費等の対象となるほか、区分支給限度基準額管理の対象となる。また、特例介護サービス費については、法定代理受領の規定を設けていないため、原則として償還払いとなるが、現行の基準該当サービス等と同様、保険者ごとに代理受領契約を結び、利用者からの委任を得ることにより、現物給付に準じた取扱いとすることができる。具体的には、利用者から代理受領に対する委任状を事業者へ提出していただくことで、指定サービスと同じように、利用者が直接事業者へ支払う額は、原則サービス提供にかかる費用の1割とし、保険者から事業者に対して直接残りの9割を支払うことが可能である。また、当該支払に係る審査・支払は、国民健康保険団体連合会に委託することが可能となる。こうした運用の詳細については、今後、施行に向けて、現行の基準該当サービス等に係る運用を参考にしつつ、保険者が実施する場合の要綱のひな形をお示しすることを予定しているため、参考にされたい。

令和9年1月での標準仕様書改定想定	
[凡例] ○:影響の可能性あり、－:影響なしの見込み	
業務フロー	－
機能・帳票要件	○
帳票詳細要件	－
帳票レイアウト	－
データ要件	○
連携要件	－
<影響概要> 標準仕様書に定めている現行の基準該当サービス等に係る機能要件と同等の機能要件を新規追加、もしくは修正にて改定することが想定される。	

【出典】令和8年度 全国介護保険担当課長会議資料「資料5 認知症施策・地域介護推進課」

5

2. 検討論点1の対応概要について(5/11)

検討中の内容を含む

○(No.4)夜間対応型訪問介護の廃止(定期巡回・随時対応型訪問介護看護への統合)

夜間対応型訪問介護が廃止され、定期巡回・随時対応型訪問介護看護へ統合されるため、内容に応じて標準仕様書への反映を行う予定です。

なお、先般成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」においては、両サービスを統合することとし、夜間対応型訪問介護については令和8年度末(現在の第9期計画期間)をもって廃止し、経過措置を設けることとされたため(令和11年度末まで(第10期計画期間中)は経過措置として、従前どおりの実施が可能)、令和9年度以降の適切な時期に改定を行うことになる予定です。

その他の改正事項

■ 社会福祉法関係

- 多様な生活課題に対応できる支援体制づくりのために、市町村が積極的に取り組むべき施策を明確化する。
- 課題を抱える地域住民の支援内容の検討等を行う会議体(支援会議)を全ての市町村で設置可能とする。また、重層的支援体制整備事業実施計画の記載事項に、事業の目標・評価に関する事項を追加するとともに、計画の定期的な見直しを行うこととする。
- 福祉事務所を設置していない町村において、生活困窮者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言や、都道府県との連絡調整、都道府県が実施する自立相談支援事業の利用の勧奨等(一次相談事業)の実施に努めることとする。
- 福祉分野にとどまらず、消費者行政(消費者トラブルへの対応など)・防災(災害発生前からの連携)との連携を推進するため、地域福祉(支援)計画に記載する事項として位置付ける。

■ 介護保険法関係

- 介護保険施設(特別養護老人ホーム等)の事業廃止時の手続きを厚生労働省令に規定する。
- 夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合する。
- 介護被保険者証について、電子資格確認を導入するとともに、資格喪失時の被保険者証の返還義務等を見直す。
- 要介護認定等の申請代行が可能である者について、ケアマネジャーの配置が指定基準となっている事業者・施設(※)を追加する。
(※) 認知症G H、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 等
- 一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入したことを踏まえ、特定福祉用具販売に関する規定の整備を行う。

17

【出典】令和8年度 全国介護保険担当課長会議資料「資料1 総務課」

現状と課題

- 先般成立した社会福祉法等の一部を改正する法律においては、両サービスを統合することとし、夜間対応型訪問介護については令和8年度末(現在の第9期計画期間)をもって廃止し、経過措置(令和11年度末まで(第10期計画期間中)は経過措置として、従前どおりの実施が可能)を設けることとされている。このため、既存の夜間対応型訪問介護が定期巡回・随時対応型訪問介護看護へ円滑に移行できるよう、当該サービスにおける経過措置の在り方について検討することが求められている。

【出典】社会保障審議会介護給付費分科会(令和8年8月5日付)

「資料1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護」

令和9年1月での標準仕様書改定想定

[凡例] ○:影響の可能性あり、—:影響なしの見込み

業務フロー	—
機能・帳票要件	—
帳票詳細要件	—
帳票レイアウト	—
データ要件	—
連携要件	—

<影響概要>

減免／減額認定における証の裏面に記載されている対象サービスに夜間対応型訪問介護が含まれているため、廃止に合わせて表記の削除対応が必要。

<備考>

令和11年度末まで経過措置期間が設けられたため、令和8年度中の改定は見送り、令和9年度以降の適切な時期に改定を行うことになる。

○(No.5)要介護認定等の申請に関する手続の代行に関する事項

要介護認定・要支援認定の申請に関する手続の代行ができる者として、下図のとおり事業者や施設が追加される予定であるため、変更内容に応じて標準仕様書への反映を行う予定です。

- 5 要介護認定等の申請に関する手続の代行に関する事項
- (1) 要介護認定を受けようとする被保険者が、当該要介護認定の申請に関する手続を代わって行わせることができる者として、次に掲げる事業者又は施設であって、厚生労働省令で定める要件に該当するものを追加する。(第 27 条第 1 項関係)

イ 指定居宅サービス事業者であって、特定施設入居者生活介護を行うもの

ロ 指定地域密着型サービス事業者であって、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は複合型サービス(介護保険法第 8 条第 22 項第 1 号に掲げるものに限る。)を行うもの

ハ 特定地域介護保険施設(介護保険法第 49 条第 1 項第 2 号に規定する特定地域介護老人福祉施設、同項第 3 号に規定する介護老人保健施設及び同項第 4 号に規定する介護医療院をいう。16 (1) ハにおいて同じ。)

ニ 指定介護予防サービス事業者であって、介護予防特定施設入居者生活介護を行うもの

ホ 指定地域密着型介護予防サービス事業者であって、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行うもの

(2) 要支援認定を受けようとする被保険者が、当該要支援認定の申請に関する手続を代わって行わせることができる者として、(1) イからホまでに掲げる事業者又は施設であって、厚生労働省令で定める要件に該当するものを追加する。(第 32 条第 1 項関係)

【出典】介護保険最新情報Vol.1518「社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通知)」

7. 要介護認定制度等について
- 社会福祉法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 51 号)に基づき、要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)の申請に関する手続の代行ができる者として、介護保険法に令和 9 年 4 月から、新たに以下の事業者や施設が追加されることとなった。ご承知おきいただくとともに、管内の介護事業所等への周知をお願いしたい。

イ 指定居宅サービス事業者であって、特定施設入居者生活介護を行うもの

ロ 指定地域密着型サービス事業者であって、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は複合型サービスを行うもの

ハ 特定地域介護保険施設

ニ 指定介護予防サービス事業者であって、介護予防特定施設入居者生活介護を行うもの

ホ 指定地域密着型介護予防サービス事業者であって、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行うもの

【出典】令和 8 年度 全国介護保険担当課長会議資料「資料 6 老人保健課」

令和 9 年 1 月での標準仕様書改定想定	
[凡例] ○: 影響の可能性あり、－: 影響なしの見込み	
業務フロー	－
機能・帳票要件	－
帳票詳細要件	－
帳票レイアウト	○
データ要件	－
連携要件	－
<影響概要> 要介護・要支援の認定申請書(2 帳票)に設定している固定項目の名称変更	
<備考> 変更後の名称が最終的に通知等で周知される必要がある。 令和 9 年 4 月 1 日申請から適用されるものと思われる。	

○(No.6)介護予防・日常生活支援総合事業(サービス・活動C)の見直しに関する事項

介護予防・日常生活支援総合事業について、各自治体においてサービス・活動 C を効果的に推進するために、指定事業者による請求・支払いの仕組みを活用して、介護レセプトとして実施の状況等を収集する新たな仕組みが構築されるため、変更内容に応じて標準仕様書への反映を行う予定です。

【サービス・活動Cの実施状況のレセプトデータ化】

○ サービス・活動の質の向上のために、利用者の要介護度や利用者への効果に着目して分析・評価を行うことが重要である。

○ 特に、サービス・活動Cは、介護予防及び自立支援の効果が增大すると認められる者に対して、本人の目標達成のための計画的な支援を保健医療専門職により短期集中的に提供する事業であり、利用者の要介護度や心身機能の変化を把握することが重要である。

○ このため、各自治体においてサービス・活動Cを効果的に推進するために、指定事業者による請求・支払いの仕組みを活用して、介護レセプトとして実施の状況等を収集する新たな仕組みを構築し、令和9年度から実施する予定である。そのため、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料」における「介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表」に、現行のサービス種類とは別に、サービス・活動Cのコードを新たに追加する予定であるため、各自治体におかれは、サービス・活動Cを指定事業による請求・支払いで実施することの準備をお願いする。

サービス・活動 Cの実施状況のレセプトデータ化

サービス・活動 Cの推進

- サービス・活動Cは、介護予防及び自立支援の効果が增大すると認められる者に対して、本人の目標達成のための計画的な支援を保健医療専門職により短期集中的に提供する事業であり、複数の調査研究で明確な介護予防効果を示されており、実施を推進していく必要がある。一方で、訪問型26.1%、通所型42.6%と、実施している自治体が少なく、実行上の課題も様々指摘されている。
- サービス・活動Cの実施にあたっては、利用者の要介護度や心身機能の変化を把握することが重要であり、こうした個人の変化も評価しつつ、事業効果の検証及び改善をしていくことも必要である。

方向性

- 各自治体においてサービス・活動Cを効果的に推進するために、サービス・活動Cを指定事業による請求・支払いの仕組みを活用し利用者の実施状況をレセプトデータとして追跡できる新たな仕組みを構築し、令和9年度から施行の予定である。
- サービス・活動Cのデータを介護レセプトに格納することで、関連データを組み合わせた評価を可能とする。
- 「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料」における「介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表」に、現行のサービス種類とは別に、サービス・活動Cのコードを新たに追加する。
- 新たにサービス種類を追加することに伴い、関連システムの改修が今年度中に必要となる。「介護保険事業費補助金（介護報酬改定等に伴うシステム改修事業（都道府県実施分及び市町村実施分（一般分）））」に関する調査」を要請に実施予定である。

- サービス・活動Cを指定事業による請求・支払いで実施することの準備をお願いいたします。
- 「介護保険事業費補助金（介護報酬改定等に伴うシステム改修事業（都道府県実施分及び市町村実施分（一般分）））」に関する調査」について、提出期限までに御提出をお願いいたします。

令和9年1月での標準仕様書改定想定

[凡例] ○:影響の可能性あり、-:影響なしの見込み

業務フロー	-
機能・帳票要件	-
帳票詳細要件	-
帳票レイアウト	-
データ要件	○
連携要件	-

＜影響概要＞
国保連インタフェース仕様の変更に合わせて対応することになる想定であり、標準仕様書への影響は最小限になる想定である。

＜備考＞
現行のサービス種類とは別に、サービス・活動Cのコードが新たに追加される前提での影響想定であるため、今後の詳細内容によって影響範囲等が変わる可能性もある。

○(No.7)第一号介護予防支援事業の実施に関する事項

第一号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)について、市町村から居宅介護支援事業所への直接実施を可能とする予定であるため、変更内容に応じて標準仕様書への反映を行う予定です。

II 地域包括ケアシステムの深化	
1. 地域包括ケアシステムの深化に向けて ・2040年に向けて、可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、都道府県・市町村及び関係者が地域の状況に合わせて地域包括ケアシステムを深化させることが必要である	4. 介護予防の推進、総合事業の在り方 ○介護予防・日常生活支援総合事業 ・都道府県の伴走支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進するとともに、総合事業の実施状況等を把握する仕組みを構築する ○介護予防を主軸とした多機能の支援拠点 ・高齢者の介護予防を主軸とし、障害、子育て、生活困窮等の地域の抱える課題の支援を一体的に実施する多機能の拠点を整備する
2. 医療・介護連携の推進 ○医療と介護の協議の場等 ・総合確保方針に基づく協議の場を再編成するとともに、2040年に向けた介護の提供体制等について本格的に議論する体制を構築する	5. 相談支援等の在り方 ○頼れる身寄りがない高齢者等への支援 ・ケアマネジャーの法定外業務(いわゆるシャドウワーク)として実施せざるを得ないケースも多い、頼れる身寄りがない高齢者等の抱える生活課題について、地域課題として議論できるよう地域ケア会議の活用を推進する ・包括的支援事業(総合相談支援事業等)において頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応策を行うことを阻破化する
3. 有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援 ○有料老人ホームにおける安全性及び質の確保 ・中重度の要介護者等を入居対象とする有料老人ホームについて登録制といった事前規制を導入する ・あわせて、更新制や一定の場合に更新を拒否する仕組みを導入する ・事業廃止や停止等の場合の関係者との連絡調整を義務付ける ○入居者による有料老人ホームやサービスの適切な選択 ・契約書や重要事項説明書の契約前の書面説明・交付を義務付ける ○入居者紹介事業の透明性及び質の確保 ・公益社団法人等が優良事業者を認定する仕組みを創設する ○いわゆる「囲い込み」対策の在り方等 ・介護事業所と提携する有料老人ホームにおいて、ケアマネ事業所やケアマネジャーの独立性を担保する体制を確保する ・住まい事業と介護サービス等事業の会計を分離独立させる ○住まいと生活の一体的支援 ・改正セーフティネット法も踏まえ、居住施策との連携を促進する	○介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの在り方 ・介護予防ケアマネジメントについて居宅介護支援事業所の直接実施を可能とする ○ケアマネジャーの資格取得要件、更新制、法定研修の見直し等 ・介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件である国家資格を追加するとともに、実務経験年数を5年から3年に見直す ・介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みを廃止し、引き続き定期的な研修の受講を行うことを求め、事業者への必要な配慮を求める ○有料老人ホームに係る相談支援 ・登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係るケアプラン作成と生活相談のニーズに対応する新たな相談支援の類型を創設する★
	6. 認知症施策の推進等 ・自治体の認知症施策推進計画の策定を通じて共生社会の実現を推進する

【出典】社会保障審議会介護保険部会(令和7年12月25日付)
「介護保険制度の見直しに関する意見(概要)」

- 12 第一号介護予防支援事業の実施に関する事項
- (1) 市町村が老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に一括して委託しなければならないとされている事業から、第一号介護予防支援事業を除く。(第115条の47第2項関係)
- (2) 第一号介護予防支援事業について、市町村は、居宅要支援被保険者に係るものに限らず、当該事業を適切に実施することができるものとして厚生労働省令で定める基準に適合する者に対して、当該事業の実施を委託することができるものとする。(第115条の47第5項関係)

【出典】介護保険最新情報Vol.1518「社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通知)」

令和9年1月での標準仕様書改定想定	
[凡例] ○:影響の可能性あり、―:影響なしの見込み	
業務フロー	―
機能・帳票要件	―
帳票詳細要件	―
帳票レイアウト	○
データ要件	―
連携要件	―
<影響概要> 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書の記載箇所等の影響が考えられるため、見直しが行われる場合は修正する見込み。 <備考> 具体的な内容等によって影響箇所が決まるため、影響なしとなる可能性もある。	

2. 検討論点1の対応概要について(9/11)

検討中の内容を含む

○(No.8)登録施設介護支援・登録施設介護予防支援の創設

登録制の対象となった有料老人ホームの入居者に対する新たな相談支援類型として、新たに登録施設介護(予防)支援が創設されるため、変更内容に応じて標準仕様書への反映を行う予定です。

1. (5) 有料老人ホーム制度の見直し(主な改正内容)

見直し内容

有料老人ホーム全体の質を底上げし、利用者が安心して選択・利用できる制度へ見直します。

いわゆる「囲い込み」対策の強化

登録制の導入 老人福祉法

有料老人ホームのうち、中重度の要介護者など、特に入居者保護の必要性が高い方を入居対象とするホーム(※1)について、入居者保護の観点から、登録制を導入します。

(※1) 対象ホームは、入居対象者の要件により判断。現存する有料老人ホームの大半が対象となることを想定。

① 事業者間の独立性の確保 老人福祉法

登録制対象(*)の「住宅型ホーム」について、

- ・相談支援(ケアマネジメント)事業者
- ・介護サービス事業者

の独立性を確保する措置(※2)を導入します。

(※2) 特定の介護サービス事業者の利用を入居要件とすることの禁止、ケアマネジメントの独立性確保に係る方針の策定・公表、会計の区分経理等

② 新たな相談支援類型の導入 介護保険法

登録制対象の「住宅型ホーム」の入居者に対し、ホームと対等な立場で

- ・ケアプラン作成
- ・地域生活相談(地域活動等の参加への支援)

を包括的に提供する新たな相談支援類型を導入します(※3)。(登録施設介護(予防)支援)

(※3) 当面の間、既存の居宅介護支援事業者は、新たな指定申請を不要とする予定

③ 入居者紹介事業に係る認定制度の創設 老人福祉法

有料老人ホーム協会による入居者紹介事業の優良事業者認定制度を創設します。

(*) 登録制の対象とはならないホームについても、所要の見直しを行う。

「住宅型」と「介護付き」の制度上の均衡確保

① 基準・規制の整備 老人福祉法

登録制対象(*)の「住宅型ホーム」及び「介護付きホーム」について、

- ・運営・人員基準(※4)
- ・利用者保護に関する規制

を導入します。

(※4) 現行の標準指導指針を遵守しているホームにとって、過度な負担とならない水準とすることを想定

② 適切な支援・サービス利用確保の責務 老人福祉法

登録制対象(*)の「住宅型ホーム」に対し、

- ・新たな相談支援類型による適切な相談支援
- ・適切な介護サービスの利用

を確保する責務を規定します。

③ 新たな相談支援類型の導入(再掲 ※左記参照) 介護保険法

新たな相談支援類型については、

「介護付きホーム」等との均衡の観点から、利用者負担(原則として1割)を求めず(※5)。

(※5) 費用徴収に伴う事務負担軽減の方法を周知予定

令和9年1月での標準仕様書改定想定

[凡例] ○:影響の可能性あり、-:影響なしの見込み

業務フロー	-
機能・帳票要件	○
帳票詳細要件	○
帳票レイアウト	○
データ要件	○
連携要件	-

<影響概要>

登録施設介護支援・登録施設介護予防支援の創設に伴う、機能要件や帳票要件の新規作成・修正等の必要な改定を行う。

<備考>

登録施設介護(予防)支援の導入について、施行日は「公布後3年以内に政令で定める日」とされているため、今後の提示内容によって改定時期は検討する。(令和8年度中の改定は無しとする可能性が高い。)

【出典】令和8年度 全国介護保険担当課長会議資料「資料5 認知症施策・地域介護推進課」

下図のとおり、令和9年度中に、所得段階の設定を精緻化し、「第3段階①イ(年金収入等100万円超120万円以下)」及び「第3段階②イ(年金収入等140万円超)」の所得段階について、負担限度額を引き上げるとされていることから、変更内容に応じて標準仕様書への反映を行う予定です。

參考資料 9

- | | | | | |
|---|--|--|--|--|
| <p>第1段階</p> <p>世帯年収が100万円未満
世帯年収が100万円以上150万円未満
世帯年収が150万円以上200万円未満</p> | <p>第2段階</p> <p>世帯年収が200万円以上250万円未満
世帯年収が250万円以上300万円未満
世帯年収が300万円以上350万円未満</p> | <p>第3段階</p> <p>世帯年収が350万円以上400万円未満
世帯年収が400万円以上450万円未満
世帯年収が450万円以上500万円未満</p> | <p>第4段階</p> <p>世帯年収が500万円以上550万円未満
世帯年収が550万円以上600万円未満
世帯年収が600万円以上650万円未満</p> | <p>第5段階</p> <p>世帯年収が650万円以上700万円未満
世帯年収が700万円以上750万円未満
世帯年収が750万円以上800万円未満</p> |
|---|--|--|--|--|
- (参考)
- ①保証料料率：R6-7年間の平均保証料料率約0.389円/円に、世帯所得の約割率7割料率を乗じ、1,260円/月、153万円以上からは率に所得割率が加算される（153万円を超えた額の0.21％）
 ②保証料料率：R8-9年間の平均保証料料率約0.389円/円に、世帯所得の約割率7割料率を乗じ、1,260円/月、153万円以上からは率に所得割率が加算される（153万円を超えた額の0.21％）
 ③第2段階の上乗せ上限は197円/月、小保費保障の列外費用負担は17万円/年の上限、毎月1万円/月の負担（第3段階からは上乗せ負担331円/年、介護保険30万円/年のため同額）
 ④生活費、令和4年度介護サービス施設・事業所等に関する介護費用負担、要介護費用、洗濯費、給食費等の合計20,181円/月

11

○(No.10)第10期の保険料段階の設定

下図のとおり、「保険者の段階設定や第1号被保険者の所得の状況等を踏まえ、被保険者の負担能力に応じた保険料設定について、引き続き検討を行うことが適当である。」とする方向性を踏まえ、具体的な第10期の保険料段階の設定について、介護保険部会等での議論を行うとされていることから、変更内容に応じて標準仕様書への反映を行う予定です。

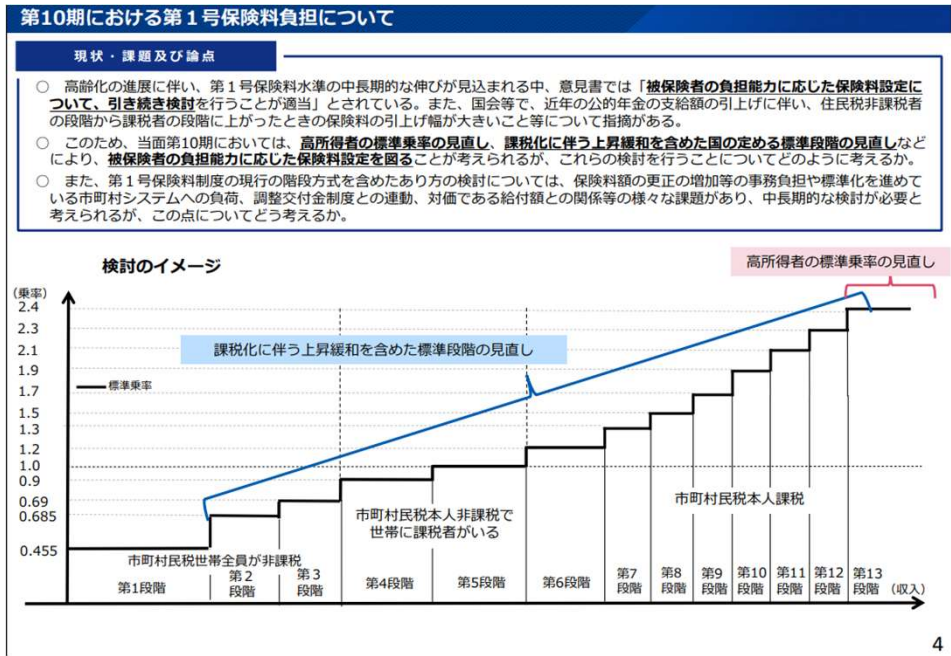
イ 1号保険料について

介護保険の1号保険料については、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、制度創設時より所得段階別保険料としており、低所得者への負担を軽減する一方、高所得者の負担は所得に応じたものとしてきた。

昨年の介護保険部会意見書では、「保険者の段階設定や第1号被保険者の所得の状況等を踏まえ、被保険者の負担能力に応じた保険料設定について、引き続き検討を行うことが適当である。」とされた。

今後、上記の方向性を踏まえ、具体的な第10期の保険料段階の設定について、介護保険部会等での議論を行う。

【出典】令和8年度 全国介護保険担当課長会議資料「資料3-1 介護保険計画課(1)」



【出典】第136回社会保障審議会介護保険部会資料「資料1 第1号保険料の在り方について」

令和9年1月での標準仕様書改定想定

[凡例] ○:影響の可能性あり、-:影響なしの見込み

業務フロー	-
機能・帳票要件	-
帳票詳細要件	-
帳票レイアウト	-
データ要件	○
連携要件	-

<影響概要>

過去の制度改正等と同等の保険料段階の設定であれば、標準仕様書として影響が考えられるのはデータ要件のコード定義のみであり、実装済機能の設定追加・変更等に対応できるものと想定している。

<備考>

今後の議論・検討により、保険者の段階設定や第1号被保険者の所得の状況等の考慮する内容に見直しがあり、被保険者の負担能力に応じた保険料設定を踏まえた激変緩和等の措置がある場合は影響が大きくなる想定である。

3. 検討論点2の対応概要について(1/2)

- 検討論点2「一部機能経過措置の対象機能等の標準化基準上の取扱いに係る検討」については、デジタル庁より示されました「標準仕様に対応したシステムに対する一部機能の経過措置について」の内容を踏まえて、一部機能の経過措置となった対象機能等についての検討を予定しています。

地方公共団体情報システム標準化基本方針における一部機能の経過措置の概要

地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和6年（2024年）12月24日閣議決定）（抄）

2.2.（5）標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行

（略）

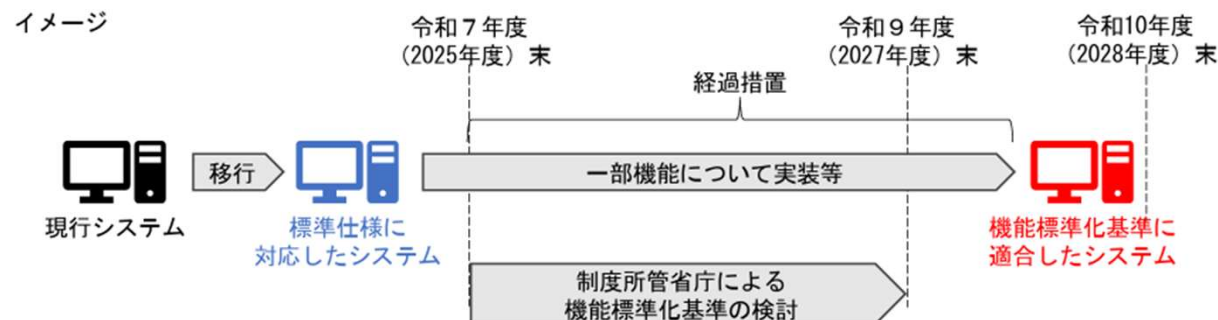
- また、円滑かつ安全な移行を推進するために、現行システムから標準仕様に対応したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能については、移行後の実装等を可能にする経過措置を設けることとする。当該経過措置の対象とするシステムは、以下の要件を満たすものとする。

- ① データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合し、標準化されたデータの利活用が可能となっていること。
- ② 標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する省庁（以下「制度所管省庁」という。）及び地方公共団体が、当該一部機能の経過措置の必要性を認め、遅くとも令和10年度（2028年度）末までに機能標準化基準（標準化法第6条第1項に基づき定める基準をいう。以下同じ。）に適合するものであること。

なお、当該経過措置の対象となった機能の標準化基準上の取扱いについては、制度所管省庁において、令和9年度（2027年度）末までに所要の検討を行う。

（略）

制度所管省庁にて、令和9年度末までに所要の検討を行うとされているため、下期に検討を行います。具体的な検討方針（案）については、次頁以降のとおりです。



【出典】 デジタル庁ホームページ「標準準拠システム移行後の経過措置（一部機能の移行後の実装等）について」

3. 検討論点2の対応概要について(2/2)

○ 介護保険に関する一部機能経過措置の対象機能等は、**未実装機能155件、未実装帳票6件、残存機能24件、残存帳票27件**となっています。

なお、未実装機能及び未実装帳票は、実装必須とされている機能及び帳票のうち、実装するまで最長3年間(令和10年度末まで)の経過措置が認められたものであり、残存機能及び残存帳票は、ホワイトリスト方式により実装が認められないものを含む実装不可機能のうち、削除するまで最長3年間(令和10年度末まで)の経過措置が認められたものです。

これらの対象機能等について、標準化基準上の取扱いに係る検討に資するよう、事務局において以下のイメージで分類化し、対応方針(案)を示す予定です。

経過措置対応(未実装機能)

155件

【分類1】事業者のリソース不足又は開発期間の不足によるもの
【分類2】要件上の複雑によるもの
【分類3】その他

基本情報			未実装機能								事務局整理	
業務名	自治体区分	自治体との協議状況等	機能ID	機能要件	当該機能の開発・実装が時間的に困難な理由	自治体の事務運用への影響の有無	データ項目ID	データ要件に対する 具体的な影響	連携ID	連携要件に対する 具体的な影響	分類	対応方針（案）
Q23-0_介護保険	一般市、指定都市	当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の運用が認められれば移行する予定である。	0230110	金融機関の提携に伴い、金融機関コードや店舗番号等が変更となる対象者や事業者等の口座情報を一括で更新できること。 ※ 他システムを参照し表示している場合は更新の処理は対象外	標準化期限（2026年3月）までに機能提供を予定しているが、2025年8月末までの提供は難しいため。	現行システムでの運用と同様に介護保険システムにおいてオンライン機能を利用し、更新することができるため事務運用への支障はないと考える。	なし	なし	なし	なし	分類1	分類1のため、最長3年間の経過措置で実装することとし、標準仕様書の見直しは行わないこととする。

経過措置対応(未実装帳票)

6件

【分類1】事業者のリソース不足又は開発期間の不足によるもの
【分類2】要件上の複雑によるもの
【分類3】その他

基本情報			未実装機能					事務局整理	
業務名	自治体区分	自治体との協議状況等	帳票ID	帳票名称	当該帳票要件への対応が時間的に困難な理由	自治体の事務運用への影響の有無	関連する機能	分類	対応方針（案）
023-0_介護保険	指定都市、一般市	当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の運用が認められれば移行する予定である。	0230110	介護保険給付の支払一時禁止予告通知書	当該機能の開発・実装は2025年度内に対応予定であるが、自治体が本番環境に適用できない可能性がある。	介護保険給付の支払一時禁止予告通知書（受給-42：0230110）について、2025年度内のリリースを現地適用頂くまでは発行できない。これまでは、予告の運用を行ってなかったが、もしくは運用頻度が低いため、システム外で発行していたと想定。	0230614 0230595	分類1	分類1のため、最長3年間の経過措置で実装することとし、標準仕様書の見直しは行わないこととする。

経過措置対応(残存機能)

24件

【分類1】事業者のリソース不足又は開発期間の不足によるもの
【分類2】要件上の複雑によるもの
【分類3】事務運用の変更が間に合わなかったもの
【分類4】自治体からの機能継続要望があり機能削除できなかったもの
【分類5】その他

基本情報			残存機能			事務局整理	
業務名	自治体区分	自治体との協議状況等	機能概要	機能詳細	当該機能の削除が時間的に困難な理由	分類	対応方針(案)
Q23-0_介護保険	一般市、指定都市	当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の運用が認められれば移行する予定である。	市町村単独助成給付実績再計算	利用者が実際に負担した額(軽減後の額)を介護保険サービスに係る利用者負担額として再計算し、それをもとに市町村による助成額を求め、その結果を市町村単独助成情報へ登録する。	運用上必要である機能であり、かつ、機能削除の際にシステム全体への影響を考慮した改修が必要となるため当該機能の削除が令和7年度末までに間に合わない見込みである	分類1	分類1のため、最長3年間の経過措置で削除することとし、標準仕様書の見直しは行わないこととする。

経過措置対応(残存帳票)

27件

【分類1】事業者のリソース不足又は開発期間の不足によるもの
【分類2】要件上の複雑によるもの
【分類3】事務運用の変更が間に合わなかったもの
【分類4】自治体からの機能継続要望があり機能削除できなかったもの
【分類5】その他

基本情報			残存帳票				事務局整理	
業務名	自治体	自治体との協議状況等	帳票名称	帳票詳細	当該帳票の削除が時間的に困難な理由	外部帳票/ 内部帳票	分類	対応方針（案）
Q23-0_介護保険	一般市	当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の承認を踏まえて協議を継続する予定である。	家族介護慰労金一覧	家族介護慰労金支給の候補者を把握するための一覧表です。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更に時間を要すると考えるため。	内部帳票	分類5	標準仕様書（本編）第3章1. 機能・帳票要件の「（6 外部帳票と内部帳票について）」において、内部帳票は原則EUC機能での対応としており、最長3年間の経過措置で削除することとし、標準仕様書の見直しは行わないこととする。

4. その他の対応概要について

検討中の内容を含む

- 検討論点以外の内容で、機能標準化基準の策定作業に伴う訂正や標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見等を踏まえた見直しとして、以下について標準仕様書の改定を予定しています。

[凡例] ○: 影響の可能性あり、－: 影響なしの見込み

No	対応内容	業務 フロー	機能・ 帳票要件	帳票詳細 要件	帳票レイ アウト
1	高額医療合算介護(予防)サービス費支給額計算結果連絡票の見直し (介護保険の高額医療合算介護(予防)サービス費の支給申請の手の簡素化に伴う対応) ※参考: 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(高額医療・高額介護合算制度) (令和8年6月12日事務連絡)	－	－	○	○
2	認定ソフトのインタフェース仕様書に準拠した連携機能における機能要件における表記見直し(連携要件等との整合対応)	－	○	－	－
3	社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認通知書等におけるシステム印字項目の取り扱いの見直し(自治体からの意見)	－	－	○	○
4	帳票タイトルの不統一の訂正(機能標準化基準の策定作業に伴う訂正) ● 賦課-04_納入通知書(保険料額変更通知書)兼特別徴収額変更通知書、 特別徴収中止通知書(ハガキ様式) ● 収納-07_介護保険料納付証明書(ハガキ様式)	－	－	－	○

上表は現時点で見込んでいる対応内容のため、今後の検討等によっては対応内容の追加や対応見送り等とする可能性があります。